

成年後見制度利用促進専門家会議
次期基本計画の検討に係るワーキング・グループ設置・運営規程

令和8年7月13日
成年後見制度利用促進専門家会議決定

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について（平成30年6月21日関係省庁申合せ）「6. 雑則」及び成年後見制度利用促進専門家会議運営規則（平成30年7月2日成年後見制度利用促進専門家会議決定）第九条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の次期基本計画の検討に係るワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 専門家会議に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの会議）

第三条 主査（主査に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集するとともに、当該会議を総括する。

2 当該ワーキング・グループに属さない委員は、会議を傍聴することができる。

（審議の公開）

第四条 ワーキング・グループの会議は、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事内容等の公表）

第五条 主査は、会議の議事録を作成し、一定の期間を経過したのちにこれを公表する。

2 主査は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

3 会議の議事録及び資料については、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき又はその他正当な理由があると認めるときは、会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（雑則）

第六条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキング・グループに諮って定める。

【別紙】

ワーキング・グループの名称	ワーキング・グループで取り扱う論点	構成員
成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ (WG 1)	成年後見制度の運用のあり方に関する事	(主査) 新井委員 (構成員) 委員の希望を勘案しつつ、論点に深い見識を持つ者を選任
地域における権利擁護の支援体制に係るワーキング・グループ (WG 2)	地域における権利擁護の体制に関する事	(主査) 永田委員 (構成員) 委員の希望を勘案しつつ、論点に深い見識を持つ者を選任